

公益財団法人日本交通公社における公的研究費の不正防止計画

平成28年11月11日制定

令和元年9月26日改定

公益財団法人日本交通公社（以下「当財団」という。）は、平成19年2月15日文科科学大臣決定による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（平成26年2月18日改正）」を踏まえ、公的研究費の適正な管理・運営を行うため、以下のとおり不正防止計画を策定し取り組みます。

不正防止計画

実施事項	具体的な取組事項
○ルールの特明確化・統一化	・規程等を整備し、公的研究費に係る取扱い及び研究活動における注意事項を周知する。
○コンプライアンスの意識の向上	・コンプライアンス研修等を通じて法令遵守の意識向上を図る。研修を職員に受講させ、受講状況を管理監督する。
○計画的な経費の執行	・研究員及び事務職員は、研究計画と執行状況を把握し、連携を密にして計画的な執行を行う。
○発注及び検収体制の整備	・発注者及び検収担当者は、連携を密にし、検収担当者が検収を行う。
○適正な運営・管理のための方策	・公的研究費の採択者等から、研究費を適正に使用する旨の誓約書の提出を求め、不正を行った場合は、就業規則に基づき処分を受けることを伝える。また、主な取引業者に対し、一定の取引実績や当財団におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で、不正防止に関する誓約書の提出を求める。 ・この際、取引金額が僅少の場合はリスクが少ないと判断されることから、職務権限規程における研究プロジェクトのマネージャーの承認による経費支出の限度額を準用し、1回の取引金額が50万円以上となる業者について提出を求める（ただし、公的機関については提出を免除する）。新規業者の場合には最初の取引時、既提出業者については契約手続き等の見直しに伴い必要の都度提出を求める。
○換金性の高い物品についての適切な管理	・会計処理規程に基づき、適正に管理する。また、内部監査において、実地監査の対象とする。
○不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施	・不正防止計画は、モニタリングの結果やリスクが顕在化したケースの状況等を活用し、定期的に見直す。
○通報・相談窓口	・公的研究費の不正への取組に関する当財団の方針等を公表する。また、通報・相談窓口をホームページ上に掲載する。
○モニタリングの在り方	・内部監査部門を設置し、全件に対し監査を実施する。